

公告書

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき「事業計画書」を作成したので、条例第22条第1項に規定により、次のとおり公告します。

なお、条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を弊社に提出することが出来ます。

令和3年4月9日

有限会社 千堀機工

1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称及び代表者氏名	有限会社 千堀機工 代表取締役 堀池 光男
所在地	三重県伊賀市炊村福王寺1495番地の4
連絡先	0595-47-0373（担当者： 斉 藤 ）

2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	環境問題、廃棄物問題がクローズアップされる中、様々な素材を利用して作られた農業用機械を素材ごとに分別し、それぞれをリサイクルすることは、現代に義務付けられた最も重要な課題であります。 弊社の業務は今ある資源を大切に、豊かな環境、豊かな資源を守って未来に託すことをモットーに、廃農業用機械器具から出る有用資源（廃プラスチック、金属くず等）をリサイクルして環境問題への対応を図っているところであり、この度、新たに廃コンバイン等のキャタピラから発生する「金属くず類」を剥離し有価物として再生事業者へ売却。また「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）」のせん断を行い、廃棄物として処分を委託するための産業廃棄物中間処理施設設置を目的とします。
計画地	三重県伊賀市炊村字千谷3634番1
処理施設の種類	金属・廃プラスチック類の選別、せん断施設 （上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く）
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類	処理能力 1.2t/日：金属0.48t/日（8時間） 廃プラスチック類0.72t/日（8時間） 金属くず、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）

3 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	本社受付窓口・伊賀市大山田支所
縦覧開始予定日	令和3年4月9日
縦覧時間	午前 9時00分 から 午後 5時00分

4 説明会の開催

日時	令和3年4月26日(月) 午後 1時30分
場所	三重県伊賀市炊村字千谷3634番1

5 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和3年5月26日(水)
提出先	〒518-1403 三重県伊賀市炊村福王寺1495番地の4 有限会社 千堀機工 TEL 0595-47-0373
提出方法	持参又は郵送(提出期限日)による
様式	規定なし

6 その他手続等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「再見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のウェブページ(https://www.cenbory.co.jp/)に掲載します。